

別表1（耐震診断・改修設計）

1 対象建物等	2 間接補助事業	3 限度額
一戸建ての住宅 (擁壁又はブロック塀を含む。以下同じ。)	(1)次のいずれかに該当する耐震診断(その時点における最新の基準によって行なわれるものに限る。) ①建築基準法施行令第3章第8節に規定する構造計算によるもの ②指針第一に示すもの ③「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの ④その他①から③までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	一般診断法にあつては、 1戸当たり 86.4千円 (当該対象建築物等の設計図書がない場合にあつては、111.24千円) その他の診断法にあつては、 1戸当たり 134千円
共同住宅若しくは長屋又は建築物 (擁壁又はブロック塀を含む。以下同じ。)	④その他①から③までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	国要綱附属第三編16-(12)①第1項第三号後段若しくは同第2項第三号に定める費用
一戸建ての住宅	(2)改修設計	1戸当たり 240千円
共同住宅若しくは長屋又は建築物		国要綱附属第三編16-(12)①第1項第三号後段若しくは同第2項第三号に定める費用

別表2（耐震改修戸建住宅）

1 対象建物等	2 間接補助事業	3 割合	4 限度額
一戸建ての住宅	(1)次のいずれかに該当する耐震改修又は建替 ① 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合 ② 指針第二に示す耐震改修を行ない $I_w$ が 1.0以上となるもの ③ 指針第二に示す耐震改修を行ない $I_w$ が 0.7以上となるもの (②の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) ④ 指針第二に示す耐震改修を行ない 2階建の1階部分の $I_w$ が 1.0以上となるもの (②の基準を満たすために段階的に行なわれるものに限る。) ⑤ ①及び②に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	昭和56年5月31日以前に建築されたものにあつては 3分の2 昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に建築されたものにあつては 3分の1	一戸当たり 1,000千円
	(2)除却	23%	一戸当たり 822千円
	(3)耐震シェルター設置(原則として1階部分に設置するものに限る。)	23%	一戸当たり 822千円
	(4)屋根瓦耐震対策(次のいずれかに該当するもの) ① 屋根の軽量化又は屋根瓦の落下防止措置を行うもの (屋根瓦にあつては、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)」に基づいて施工するものに限る。) ② ①に掲げる耐震対策と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	3分の1	一戸当たり 300千円
<p>1.この表において<math>I_w</math>とは指針第一第一号に掲げる構造耐震指標のことをいい、各階の張り間および桁行方向の<math>I_w</math>のうちの最小値とする。ただし、④においては2階建の1階部分の最小値とする。</p> <p>2.「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)により診断する場合、<math>I_w</math>を「評点」と読み替えるものとする。</p> <p>3.その他指針第一第一号と同等以上の効力を有する耐震診断を行なう場合にあつては<math>I_w</math>は当該指標によることができる。</p> <p>4.擁壁又はブロック塀については改修(撤去又は再設置を含む)後に①又は⑤となるものを対象とし、当該改修費用は住宅・建築物の改修費用に含めて間接補助対象経費を算定する。(別表3においても同じ)</p>			

別表3 (耐震改修その他)

1 対象建物等	2 間接補助事業	3 限度額
共同住宅 若しくは長屋 又は建築物 (要緊急安全確認大規模建築物、通行障害既存不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難路沿道等建築物を含む)	耐震改修、建替又は除却(次のいずれかに該当するもの(除却する場合を除く)) ① 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するよう に行なわれるもの ② 指針第二に示すもの ③ その他①及び②に掲げる耐震改修と同等以上に安全 性を向上させると認められるもの	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第4 項第三号、第四号、第五号又は 同第5項第二号に定める費用
防災拠点建築物 又は避難所 等	次のいずれかに該当する耐震改修又は建替 ① 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するよう に行なわれるもの ② 指針第二に示すもの ③ その他①及び②に掲げる耐震改修と同等以上に安全 性を向上させると認められるもの	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)①第4 項第三号、第四号、第五号又は 同第5項第二号に定める費用
特定天井	耐震改修又は除却(次のいずれかに該当するもの(除却 する場合を除く)) ① 建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行 なわれるもの ② その他①に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向 上させると認められるもの	国要綱附属第Ⅲ編16-(12)① 第5項第二号(2)に定める費用

別表4 (非構造部材耐震対策)

1 対象建物等	2 間接補助事業	3 割合	4 限度額
避難所等	非構造部材耐震対策(住宅については照明設備を除く。) ① 非構造部材は支持構造部又は建築物の構造耐力上 主要な部分に、当該支持構造部は建築物の構造耐力 上主要な部分に、地震の震動及び衝撃によって脱落 しないようにそれぞれ緊結するとともに、地震の震動及 び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること	3分の1	9,000千円
避難所等、一 戸建て住宅以 外		23%	6,000千円
一戸建て住宅		23%	一戸当たり 300千円

別表5 (学習会等)

1 事業要件	2 経費の対象となる事項 及び限度額
学習会 (1) 学習会は、1地区につき2回以上開催すること。 (2) 学習会は、耐震診断及び耐震改修、地震防災対策に係る内容とし次に 掲げるものの結果を含むこと。 ① 市町村が選定する住宅(第4条第1項第4号ア及びイに掲げる条件に適 合するものに限る。以下「モデル住宅」という。)の耐震診断 ② モデル住宅の耐震改修設計(概算工事費の算出を含む。)	次に掲げる経費 ア 学習会等の開催等に係る経 費 イ 耐震診断、改修設計に係る 経費 ウ 資料等の印刷製本又は購入 に要する費用 エ その他生活環境部長が特に 必要と認める経費
出張説明会、戸別訪問等 (1) 既存住宅の耐震化対策の加速化を図るために行うものであること。	限度額 1地区、事業につき、700千円